

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年4月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：アフリカ地域（広域）先進農業技術の導入を通じた共創型ビジネス展開に係る情報収集・確認調査（QCBS—ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：アフリカ地域（広域）先進農業技術の導入を通じた共
創型ビジネス展開に係る情報収集・確認調査（QCBS—
ランプサム型）

調達管理番号：26a00124

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年4月1日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域（広域）先進農業技術の導入を通じた共創型ビジネス展開に係る情報収集・確認調査（QCBS—ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。

消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年6月 ～ 2028年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の21%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の19%を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度末(2027年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	競争参加資格確認申請書	2026年 4月10日 まで
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2026年 4月17日 まで
3	資料ダウンロード期限	2026年 4月 7日 まで
4	企画競争説明書に対する質問	2026年 4月 8日 12時まで
5	質問への回答	2026年 4月13日まで

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年 4月24日 12時まで
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2026年 5月18日 11時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 48-49 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限： 上記2. (3) 参照
- 2) 提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの 48-49 ページに記載する 10 点の書類をご提出ください。
- 3) 提出方法： 上記1) の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
(件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」)

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- 4) 確認結果の通知：上記2. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/s8ZcVjdqwj>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書・別見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入

札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

2019年8月に開催された第7回アフリカ開発会議（以下、TICAD7という）全体会合3（官民ビジネス対話）の中で、アフリカビジネス協議会農業ワーキンググループが検討してきた「アフリカ農業イノベーション・プラットフォーム構想」が発表された。同構想ではサブサハラアフリカ（以下、SSAという）地域の農業分野を発展させるべく、フードバリューチェーンの構築・強化のための農民エンパワーメント、生産性向上、農作物の高付加価値化に対する介入を取組課題としている。それらに向けた優先的なアクションとして、①「農業デジタル化基盤構築」及び②「先進農業技術の導入促進」を推進することとしており、幅広い方面から本邦企業の参画・投資、価値提供を推進するとともに、日本政府はTICADイニシアティブ及び政策対話等を通じ、これを後押しする方針となった。

JICAは上記②を実現すべく、農業機械の活用を先進農業技術の主なコンポーネントの一つとして位置付け、本邦民間企業のSSA進出・ビジネス促進への足掛かりとなるネットワーキング・プラットフォームである日・アフリカ農業イノベーションセンター（Africa Field Center for Agricultural Technology。以下、AFICATという）の設置及びその具体化に向けた検討を行うため、2020年4月から2022年3月までの期間、民間企業の進出可能性の高いタンザニア、ケニア、ナイジェリア、ガーナ、コートジボワールの5か国を対象に、「アフリカ地域先進農業技術の導入促進にかかる情報収集・確認調査」を実施し、①広域アドバイス、②展示、実証、デモンストレーション、③ビジネスモデル／バリューチェーンの実証、④金融、⑤イノベーションラボ、⑥広報、⑦人材育成の7つをAFICATの機能として推進していく必要があることを明らかにした。

また、「サブサハラアフリカにおける先進農業技術の導入を通じた農業機械化振興等に係る情報収集・確認調査」を2022年2月から2024年2月まで実施し、

AFICAT の設置及び活動推進のための更なる情報収集、AFICAT 活動の試行、それらにかかる情報の分析・課題の取りまとめ、上記 5 か国の農業機械化の課題の整理、中長期的な AFICAT が果たす役割の整理を行った。

さらに、2024 年 2 月から 2026 年 2 月まで「サブサハラアフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化展開に係る情報収集・確認調査」を実施し、中長期的な AFICAT 実施体制を築くため、AFICAT の機能のさらなる試行を通じ、対象各国の農業機械化や AFICAT 推進にかかる体制、本邦民間企業のアフリカ進出に係る課題、AFICAT の機能の整理を行った。また、同調査は従来型の農業機械化に関連する技術に加え、農業資材や衛星画像を使ったセンシング、モバイルアプリによるデータ管理といった技術を有する企業への支援も行うなど対象分野の広がりがあった。

これらと並行し、我が国は「アフリカ稲作振興のための共同体 (Coalition for African Rice Development。以下、CARD という)」の立ち上げを主導し、現在、2030 年までに生産量の更なる倍増 (目標値 5,600 万トン) を掲げる CARD フェーズ²³が実施されている。CARD は、JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「農業・農村開発 (持続可能な食料システム)」におけるクラスターの一つに位置付けられる。農業機械化は CARD クラスターの取り組みの一つとして掲げられており、特に民間セクターとの協働に関し、これまで官と民が個別に行ってきた農業機械技術利用と導入を官民協働で進めるため、AFICAT は中心的な役割を果たしている。そのため CARD フェーズ 2 における 2030 年までのコメ生産倍増計画を後押しする意味からも、AFICAT もその継続的な貢献が求められている。こうした背景のもと、AFICAT を通じた本邦企業のアフリカ進出を通じた先進技術の導入及び農業機械化の更なる推進が求められている。

第 2 条 調査の目的と範囲

本調査は、先行調査を通じて整理された AFICAT の機能に基づき、国内向けの情報提供や本邦企業への助言、現地企業に対する本邦技術の紹介、現地での展示会の参加等の取り組みを通じ、AFICAT の推進体制を検討するものである。

第 3 条 調査実施の留意事項

(1) 対象国

³ CARD：サブサハラアフリカのコメの生産量を倍増させることを目標に、2008 年のアフリカ開発会議 (TICAD IV) で立ち上げられた国際イニシアティブ。CARD フェーズ 1 (2008～2018 年) の生産量倍増の目標 (1,400 万トン→2,800 万トン) は達成され、現在 CARD フェーズ 2 (2009～2030 年) を実施中。右記 HP 参照：[アフリカ稲作振興のための共同体 \(CARD\) | 事業について - JICA](#)。

本調査では、サブサハラアフリカの各国を対象国とするが、これまでの調査で現地での活動に取り組んできたタンザニア、ケニア、ナイジェリア、ガーナ、コートジボワールを重点対象国とする。

また、重点対象国のほかに、1か国程度の渡航を想定する。実施する活動については第4条（2）AFICATのコア機能にかかる活動促進②の通り。

（2）対象国におけるAFICATの位置づけ

AFICATは、農業機械を主とする農業分野に関する本邦企業のSSA進出を促進するためのバーチャルプラットフォームであるとともに、アフリカの農業開発に資するものである。したがって、AFICATの活動は、本邦企業のSSAへの進出促進という側面だけではなく、対象国の農業や機械化振興の方針に則し、対象国の農業開発／機械化振興に貢献する計画・活動とする。

（3）AFICATにおける本調査の位置づけ

「サブサハラアフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化展開に係る情報収集・確認調査」では、これまでのAFICATでの活動実績を踏まえ、AFICATとして取り組むべきコア機能を以下のとおり整理している。本調査は、下記(7)に記載の他事業と連携しつつ、主に日本国内向けの業務及び現地での本邦技術の紹介・情報発信（上記下線にかかる活動）を中心とした活動とする。

1) 情報提供

- ① アフリカの市場に関する情報発信（国内向け）
- ② 本邦企業向けセミナー開催
- ③ 途上国に対する本邦技術の紹介（現地向け）

2) アドバイザリー

- ① 政策アドバイス（現地向け）
- ② 本邦企業のビジネス進出促進（国内向け：現地情報の提供、現地関係者等の紹介・面談調整、製品等の改良のアドバイス等）

3) 展示・実証

- ① 本邦企業の製品展示、セミナー開催、デモ（現地向け）

- ② 現地での小規模な実証
- ③ 製品出展や実証結果を広く外部に発信（国内外向け）

（4）対象とする技術

上記(1)で述べたとおり、AFICAT は農業機械を主としているものの、その他の技術（Agri-Tech、Food-Tech 等）などについても可能な範囲で取り扱うこととする⁴。

（5）本邦企業の AFICAT への参加

AFICAT においては、本邦企業負担による農業機械・資材の導入・展示や技術者の派遣が条件となっているため、本邦企業に対して AFICAT の活用・参加促進等に伴う説明を行う際は、そうした条件への理解を促すとともに、本邦企業の SSA 進出の意向や、本邦企業が JICA や ODA 事業、先方政府に対してどのような期待をしているかを十分に確認・留意する必要がある。

（6）本邦企業との機密保持

企業の SSA 進出に関しては各社の機微な情報も含まれる。AFICAT の活用の有無、アフリカ展開を検討している製品名、実証結果など、どこまで公表してよいかを明確にする必要がある。

（7）各国 JICA 事業との連携

JICA は CARD、SHEP（市場志向型農業振興）、IFNA（食と栄養のアフリカ・イニシアチブ）を含む農業・農村開発分野の事業をアフリカ各国で展開している。特に対象国においては、稲作関連の技術協力プロジェクトやカイゼンアプローチを通じた中小企業振興の事業が実施中、または実施予定であるところ、これら事業の成果の活用や連携も視野に AFICAT の活動を検証する。また、各国に派遣されている農業機械化関連の個別専門家等とも密にやり取

⁴ 先行する情報収集・確認調査では農業機械を対象としてきたが、本調査では先進農業技術をより広く捉え、Agri-Tech や Food-Tech も新たに対象とする。Agri-Tech、Food-Tech の中で AFICAT として特に取り組むべきと考えられる分野・技術を提案すること。また、その選定理由を明記し、当該分野・技術において特にコンタクトすべき団体や参加すべき展示会等があれば、併せて提案すること。

りをしながら各国での活動を行う。主に連携が想定される各国の事業は以下のとおり。

なお、本邦企業向け勉強会等にかかる費用（各国からの登壇者に対する謝金、同時通訳の備上等）、各国展示会等の参加にかかる費用（出展料、CP等の日当宿泊費等）の支払いについては本業務で対応する。勉強会や展示会等にかかる現地での準備作業等で現地傭人が必要な場合は、重点5か国に派遣されている各個別専門家が傭上するローカルコンサルタントを活用することが可能であるため、事前に各国個別専門家とも調整すること。重点5か国以外で現地傭人が必要な場合は、本業務で対応する。

① タンザニア

有償資金協力「農業・農村開発ツーステップローン事業（2025年L/A調印）」において、ツーステップローンを通じた農業機械化等の促進に取り組んでいる。また、2023年6月から「コメ振興能力強化プロジェクト」を開始し、官民連携した農業機械分野の研修実施を予定している。さらに、AFICATの推進並びに上記ツーステップローンの実施促進等を業務内容とした「農業機械化アドバイザー」を派遣中。加えて、「SHEPアプローチを活用した農業振興プロジェクトフェーズ2」（2025年4月開始）、個別専門家「東アフリカ共同体（EAC）事務局広域コメ開発」（2026年4月開始）、個別専門家「灌漑アドバイザー」（開始時期未定）など、農業分野において様々な取り組みを展開している。

② ケニア

2024年1月から派遣中の「戦略的農業開発アドバイザー」が農業機械化並びにAFICATの推進も業務の一環として取り組んでいる。また、技術協力プロジェクト「灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクトフェーズ2」を実施中であり、ムエア灌漑地区における農業機械化を促進するため、稲作関係者のプラットフォームを設立している。さらに、「アグロインダストリーにおけるビジネス展開のための行政支援強化プロジェクト」（2025年4月開始）や「地方主導及び官民連携による市場志向型小規模農家支援プロジェクト」（2026年2月開始）などの事業を展開している。

③ ナイジェリア

コメ種子生産の強化のため、無償資金協力「稲種子生産体制強化計画」が実施中であり、また、2025年4月から技術協力プロジェクト「コメ種子生産拡大及び品質向上のための能力強化プロジェクト」を開始した。また、「農業金融ツーステップローン事業準備調査」を2025年12月から実施中。同調査ではナイジェリアにおける農業分野でのツーステップローンの形成を目的としており、同ツーステップローンを通じた農業機械化の促進も期待されている。加えて、個別専門家「市場志向型農業振興」（2026年6月開始予定）、個別専門家「連邦首都区における栄養改善能力向上」（2026年4月開始予定）などの事業を展開している。

④ ガーナ

技術協力プロジェクト「稲作生産性向上プロジェクト」を2027年2月まで実施中。同技術協力では本邦製品を活用した省力化技術の実証やデモを実施した実績あり。また、無償資金協力「稲種子生産向上計画」を実施中。さらに、ガーナを拠点として、ガーナ、ナイジェリア、コートジボアールの3か国を対象とし、各国の農業機械化やAFICATの促進を目的とした個別専門家「持続的農業機械化促進」を2026年1月から派遣中。加えて、「市場志向型農村生活改善プロジェクト」（2022年4月開始）を実施中。

⑤ コートジボワール

技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」を2026年2月まで実施。また、無償資金協力「稲作分野における機械化サービス向上計画」を実施中。

第4条 調査の内容

(1) デスクトップ調査

- 報告書のレビュー：現在実施中の調査も含む既存の報告書等の加工の農業機械化関連調査のレビューを行う。
- 関連する政策の把握：AFICATでは農業機械化を主とした先進技術のアフリカにおける導入を志向しており、本調査ではAgri-tech、Food-tech等

についても可能な範囲で対応していく。Agri-tech、Food-tech 等に関連する政策も把握・整理し、AFICAT での取り組みを整理する。

(2) AFICAT のコア機能にかかる活動促進

➤ 情報提供

- ① 本府企業に対する情報提供：AFICAT では本邦企業の要望に基づき、現地関係者の紹介・面談の調整を行っている。本業務でも遠隔で対応が可能なものは受注者が直接対応し、情報がないもの等本邦から対応が難しいものは各国派遣中の JICA 専門家や JICA 事務所と連携して対応する。
- ② 本邦企業のニーズ確認及び情報発信：本調査においては重点 5 か国に関する本邦企業向けの勉強会・セミナーの開催を想定している（各国 1 回を想定）。また、重点 5 か国以外の対象国に対する本邦企業のニーズ、JICA の協力状況や当該国の農業機械化ないし先進農業技術の導入にかかる取り組み状況等を考慮・検討のうえ、当該国にかかる本邦企業向けの情報発信を行う（2 回を想定）⁵。

【セミナー実施想定】

目的	本邦企業向けの対象国の農業・先端農業技術・現地企業情報等の情報発信
対象	本邦企業
期間	約2時間／回
定員	対面参加30名程度（オンラインも想定）
会場	ハイブリッド。対面参加の会場はJICA本部。
業務内容	プログラム案作成、（講師が必要な場合）講師の選定・調整・謝金支払い、司会、会場設営にかかる JICAとの事前調整など

- ③ 現地関係機関との合意：先行調査では各国における農業開発及び農業政策を扱う関連省庁と AFICAT 設置に向けて合意を取り付けている。AFICAT に関連する現地での活動を継続するにあたり、各国の状況に応じ、各国 JICA 事務所、JICA 個別専門家が改めて各国の関係機

⁵ アフリカ食料システムフォーラム（Africa Food System Form：AFSF）が開催される国への渡航を想定。毎年 9 月に開催されるが直近は 2026 年 3 月にルワンダで開催。次回の開催時期・場所は未定。開催国への渡航を想定する場合は、AFSF 参加以外に行う活動内容を含めて提案すること。他方、AFSF 以外に、より適切な情報発信の機会があれば、当該機会が提供される国へ代わりに渡航することも可能。その場合は、想定する国名、選定理由、活動内容について提案すること。なお、当該国での業務に係る費用は定額計上とする。

関に活動計画を説明し、必要に応じ、協力の合意を取り付けや合意文書の締結などを行う想定である。本調査を通じて、必要に応じて各国事務所や個別専門家に情報提供を行う。また、本調査の概要等を AFICAT 委員会などの場で調査団から説明を行う。

➤ アドバイザリー

- ① 本邦企業のビジネス輸出促進：上記「情報提供」①～③の活動等を通じて、現地情報の提供、現地関係者等の紹介・面談調整を行うと共に、現地で得られた情報に基づき、製品等の改良のアドバイス等を行う。

➤ 展示・実証

- ① 展示会参加：本調査では重点対象国での展示会参加に取り組み予定であるが、それ以外の国での展示会にも参加する想定。どの国での展示会等への参加を優先するかは状況に応じて判断することとする。なお、重点対象国及び非重点国の展示会への参加回数は合計で 12 回を想定。

【展示会実施想定（本邦企業の製品展示）】

目的	現地関係者向けのAFICATの広報及び本邦企業製品の展示・広報
対象	現地政府、業界団体、民間企業等
期間	1展示会あたり3日～5日程度（現地での準備含む）
会場	各展示会会場
業務内容	展示会出展にかかる登録等各種手続き、本邦企業への呼びかけ（製品・パンフレット展示、参加勧奨など）、展示ブースへの訪問者対応

※現地政府 C/P の展示会参加に当たり、旅費が発生する場合、本調査費用内で計上可能。

- ② 国内外向けの情報発信：上記「情報提供」①～③の活動等を通じて、展示会の出展結果等を広く外部に発信する。

(3) JICA 内外での連携促進を通じた AFICAT の取り組み強化

- JICA 内での情報共有：AFICAT の 3 つのコア機能のほか、本邦企業のアフリカへの更なる進出や製品・技術の定着の促進に取り組んでいくため、

「JICA 内外のスキームとの連携」という機能も整理した。この観点から、先行調査から実施している JICA 経済開発部、関係各国事務所、その他関係部署、派遣中の専門家等を参加者とした月例会を開催し、AFICAT を通じた農業機械分野の官民連携推進にかかる JICA 内の体制強化にも引き続き取り組み、JICA 内における AFICAT の理解・取り組みを促進する。

- JICA 外の関連団体との連携：JICA 内の関連事業に限らず、JETRO 等の本邦企業の海外進出支援を行っている団体との連携・情報共有に引き続き取り組むとともに、民間企業に対して資金提供や技術導入支援を行っている団体（ゲイツ財団、アフリカ開発銀行、世界銀行等を想定⁶）との連携強化に努め、本邦企業に対して情報共有を行う。
- 各種協議会等の概要等把握・連携促進：フードテック官民協議会やスマート農業イノベーション推進会議など、農業機械ないし先進農業技術を推進するための媒体が立ち上がっている。AFICAT 設立以降に立ち上がったこうした協議会の概要や最新の動向、関連する政策等を把握するとともに、AFICAT との連携を検討する。

(4) AFICAT の発展的なシナリオ実現に向けた施策提案

- 本邦企業の AFICAT 利用状況の把握：先行調査では 54 社（パイロットフェーズを含めると 67 社）が AFICAT を通じて具体的な活動に取り組んでいる。また、これまでの AFICAT の活動を通じて、アフリカへの進出を具体的に検討している企業やアフリカでの製品販売に至った企業等も出てきており、企業のアフリカにおけるビジネスの検討段階の変化や、それに伴う AFICAT に対する期待の変化等も見られる。こうした変化を定量的・定性的に把握し、AFICAT の活動に反映していくため、企業による AFICAT の利用状況を取りまとめる。
- AFICAT の発展に向けた施策検討：AFICAT は情報提供、個別専門家、展示・実証をコア機能としつつも、JICA 内外の様々なスキームとの連携を通じて、大規模な実証やデモの実施、イノベーションの創出、農業機械化にかかる様々な観点からの人材育成、本邦技術の定着・普及促進等に取り組んでいくことを検討している。企業による AFICAT の利用状況等に

⁶ 上述の団体に加え、一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）との連携も検討される。記載している団体以外に、連携が想定される関連団体を提案すること。

も留意し、こうした発展的なシナリオを実現してくための取り組むべき施策を範囲で提案する。

第5条 報告書等

	報告書等	提出期限	言語	提出方式	部数
1	業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文	電子データ	—
2	インセプション・レポート	契約開始後1か月以内	和文 英文 仏文	電子データ	—
3	中間報告書	2027年1月29日	和文	電子データ	—
4	ファイナルレポート	履行期限末日	和文 英文	CD-R	各語3部

なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

別紙：報告書目次案

1 業務の背景と目的

1.1 業務の背景

1.2 調査の目的

1.3 調査対象国

1.4 実施方針

1.5 調査行程

2 活動結果

2.1 本府企業の AFICAT の活用状況

2.2 AFICAT の機能ごとの活動実績及び課題

2.3 JICA 内での他スキームとの連携実績及び課題

2.4 JICA 外の関係機関との連携実績及び課題

2.5 タンザニアにおける活動実績及び課題

- 2.6 ケニアにおける活動実績及び課題
- 2.7 ガーナにおける活動実績及び課題
- 2.8 ナイジェリアにおける活動実績及び課題
- 2.9 コートジボワールにおける活動実績及び課題
- 2.10 重点5か国以外の国における活動実績及び課題
- 3 提言
 - 3.1 AFICAT の発展的なシナリオ
 - 3.2 JICA 内の他スキームを活用した AFICAT の取り組み促進にかかる施策
 - 3.3 JICA 外の関連組織との連携にかかる取り組み

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	Agri-Tech、Food-Techの中でAFICATとして特に取り組むべきと考えられる分野・技術	第3条 調査実施の留意事項 (4) 対象とする技術
2	重点5か国以外での活動（国も含む）	第4条 調査の内容 (2) AFICATのコア機能にかかる活動促進
3	想定される連携を促進すべき外部機関及びJICA内外スキーム	第4条 調査の内容 (3) JICA内外での連携促進を通じたAFICATの取り組み強化

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：民間連携及び農業機械化にかかる業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ケニア、タンザニア、ガーナ、ナイジェリア、コートジボワール及びアフリカ地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年5月上旬より2028年2月下旬まで本業務を実施することを想定する。2027年3月までに中間報告書を、2026年2月下旬までにファイナルレポートを提出する。

(2) 業務量目途

- 1) 業務量の目途
約26.40人月

- 2) 渡航回数
の目途 延べ24回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

- 1) 配付資料

- アフリカ地域サブサハラアフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化展開に係る情報収集・確認調査最終報告書

- 2) 公開資料

- アフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化振興にかかる情報収集・確認調査最終報告書（2022年2月～2024年2月実施）
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052358.html>)

- AFICAT 有識者会合資料「AFICAT、および JICA 農業機械化支援の進捗」
(2025 年 12 月 18 日) (02_20251218.pdf)

以下は上記資料の掲載先となります。本公示に係るプロポーザル作成にあたり、当該ページに掲載の他情報は必ずしも必要ではありません。

- JICA ホームページ (過去調査の報告書も掲載されています)
<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/agricul/aficat/index.html>

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無※C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料等の言語）は英語、コートジボワールにおいてはフランス語です。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(5) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 各国事務所（ケニア、タンザニア、ガーナ、ナイジェリア、コートジボワール）などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) ナイジェリアにおける安全対策措置

ナイジェリアでは首都での業務を想定しますが、夜間・早朝（日没～日出）の空港移動は行程上やむを得ない場合を除き行わないでください。やむをえず夜間、早朝（日没～日出）に移動する場合、また、首都においても一部地域では日中であっても、車両 2 台以上によるコンボイ（武装警官を最低 2 名帯同）で移動してください。

該当地域、その他安全対策措置の詳細については上記 URL からご確認いただけます。武装警官帯同、追加車両備上のための費用は定額計上とします。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案しま

す。

- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

139,021,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上があります（202,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費（ナイジェリア）	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（6）安全管理」	202,000 円	安全対策費用（武装警官・コンボイ用追加車両借上費）	一般業務費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

- 1) コートジボワール国内（アビジャン市内のみ）及びナイジェリア国内（首都アブジャ含む連邦取得（FTC）及びラゴス州のみ）における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、コートジボワール（アビジャンのみ）は一律20,900円／泊、ナイジェリア国内（首都アブジャ含む連邦取得（FTC）及びラゴス州のみ）は一律17,000円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)